

(次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画)

社会福祉法人徳島県心身障害者福社会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員の能力を十分に発揮できるようにするため、次のよう行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日
(2021年4月1日～2026年3月31日)
2. 内 容

目標1： 妊娠中や出産後の女性従業員の相談を継続して行う。

〈対策〉 令和3年4月～

各事業所において設置した窓口での相談を継続して行う。
また、職員へ事業所の規程や制度等の周知を図り、他の職員の理解を深める

目標2： 所定外労働時間を削減するため、ノー残業デーを設定し、実施する。

〈対策〉 令和3年4月～

各事業所においてノー残業デーを設定し、実施する。
実施後の改善状況について、法人施設長会にて報告を行うこととする。